

# 定住促進住宅申込案内

## 入居申込みできる方

次の1から6までの要件を満たしていることが必要です。

### 1.住宅に困窮していること。

- 例 1. 住宅以外の建物に居住している。
- 例 2. 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- 例 3. 他の世帯と同居し著しく不便な状態にある。(間借り及び雑居等)
- 例 4. 住宅がないため、親族(婚姻予定者を含む。)と同居出来ない。
- 例 5. 世帯構成上、著しく狭い等不適當な住宅規模にある。
- 例 6. 正当な理由による立退き要求を受けている。
- 例 7. 勤務場所から著しく遠隔な住宅に居住している。
- 例 8. 収入と比較し著しく過大な家賃を支払っている。

### 2.次のいずれかに該当すること。

- ア. 市外から市内へ転入予定である者。ただし、市に転入する直近 3 年間、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条の規定による市以外の市区町村の住民基本台帳に記載されている者で、使用許可後 3 ヶ月以内に市の住民基本台帳への登録が可能である者
- イ. 婚姻 1 年未満又は使用の申し込みの日から 3 ヶ月以内に婚姻予定である者
- ウ. 申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の親族と同居予定の者

### 3.3ヶ月以内に市の住民基本台帳に登録する予定であること又は市の住民基本台帳に登録していること。

### 4.市内及び近隣市町の事業所等に就労している者又は採用内定者であること。

### 5.当該世帯に、市町村民税及び住宅使用料等、市町村に納付すべきものに滞納がないこと。

### 6.その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

## 申込方法

住宅に空きが生じた都度、「広報かまいし」及び「釜石市ホームページ」にて公募します。

公募期間は、概ね 2 週間となっており、その期間内に(一財)岩手県建築住宅センター沿岸支所(TEL 0193-55-5742)にお問い合わせくだされば、公募住宅の詳細、入居申込要件の有無及びその後の申込手続等についてご説明いたします。

## 申込時に提出していただく書類

- ア. 使用許可申請書(印鑑を持参願います。)
- イ. 住民票(入居を希望する方の全てが記載されたもの。)
- ウ. 市町村長発行の納税証明書家族全員分(就労していない18歳以下の子供を除く。)
- エ. 市町村長発行の所得証明書家族全員分(就労していない18歳以下の子供を除く。)

## 入居者の決定方法

公募した住宅に複数の方より応募があった場合には、応募者による抽選により決定します。公募期間を経過しても応募のなかった住宅については、次回の公募で再度募集します。

## 入居決定後の手続き

次の手続きを入居決定のあった日から起算して10日以内に行って頂きます。期限内に手続きを終えない場合は、入居の決定が取り消しとなることがあります。

- ・定住促進住宅使用許可請書の提出  
緊急連絡先となられる方の確認書類を添付していただきます。
  - (1) 定住促進住宅使用許可請書(2部)
  - (2) 緊急連絡先となられる方の確認書類  
(運転免許証の写しまたは、住所の記載された健康保健証の写し)
- ・家賃の減免  
入居要件2.アまたはイに該当する方は、申請により家賃の減免を受けられます。(最長3年間)
- ・敷金の納入  
決定された家賃額の2ヶ月分となります。  
お預かりした敷金は、退去時にお返しします。ただし、未納家賃等があれば、その金額を控除した額となります。

## その他

1. 盲導犬等を除き、犬や猫等、他の入居者の迷惑となるペットを飼うことは出来ません。
2. 家賃滞納が3ヶ月に達したときは、規定に基づき、住宅の明渡しを請求されます。
3. 入居期間は原則3年以内となりますが、更新することができます。